

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人神奈川県産業資源循環協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を神奈川県横浜市中区に置く。

(目的)

第3条 本会は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）の収集運搬、中間処理、再生利用、資源化、埋立処分、海洋投入処分等産業廃棄物の処理、資源循環に係る調査研究、指導相談、普及啓発等に関する事業及び産業廃棄物処理業の振興に関する事業を行うことにより、産業廃棄物の適正処理及び資源化を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上及び資源循環の推進を図り、もって県民福祉の向上及び循環型社会づくりの促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。以下同じ。）として、次の事業を行う。

- (1) 調査研究及びその結果の公表に関する事業
- (2) 情報の収集及び提供並びに機関誌の発行等に関する事業
- (3) 指導、相談及び産業廃棄物処理業者のあっせんに関する事業
- (4) 研修会、講習会、視察見学会及び体験学習会の開催に関する事業
- (5) 産業廃棄物の処理、生活環境の保全、資源循環の推進等に関する普及啓発に関する事業
- (6) 不法投棄廃棄物の撤去並びに廃棄物の不法投棄及び不適正処理のパトロールに関する事業
- (7) 産業廃棄物処理施設の設置促進に関する事業
- (8) 法令集、技術資料集、手引書等の発行及び購入あっせんに関する事業
- (9) 関係行政機関の施策に対する協力及び事業の受託に関する事業
- (10) 許可申請講習会等の実施協力に関する事業
- (11) 産業廃棄物処理業の安全衛生に関する事業
- (12) 産業廃棄物処理業の振興及び社会的地位の向上並びに顕彰に関する事業
- (13) 災害廃棄物の処理の支援等に関する事業
- (14) 公益社団法人全国産業資源循環連合会及び産業廃棄物の適正処理を推進する公益社団法人、公益財団法人等との連携事業
- (15) 産業廃棄物処理業経営者の後継者の養成に関する事業
- (16) その他産業廃棄物の適正処理、資源循環の推進のための産業廃棄物の処理又は産業廃棄物処理業の振興に関する事業

2 本会は、前項に定める事業のほか、会員のための共益事業として次の事業を行う。

- (1) 会員及び会員の従業員の元気回復等の福利厚生に関する事業
- (2) 会員及び会員の従業員の懇親、親睦、意見交換等に関する事業
- (3) 会員に対する法令集、技術資料集、手引書等の配布に関する事業

3 本会は、前2項に定める事業のほか、第1項の規定による公益目的事業の実施に必要とする財源を確保するため収益事業を行うことができる。この場合において、公益法人認定法第15条に規定する

公益目的事業比率が 50 パーセント以上となるように配慮しなければならない。

4 前 3 項に規定する事業は、神奈川県内において行うものとする。

(事業実施のための実費徴収)

第 4 条の 2 本会は、前条第 1 項又は第 2 項に規定する事業を実施するために必要とする実費の一部を、当該事業の受益者から徴収することができる。

2 前条第 1 項に規定する事業のうち、その経費に第 7 条の規定による入会金及び会費をもって充てるものについては、その経費の範囲内で、会員以外の者からのみ前項の規定による実費の徴収をすることができる。この場合において、当該徴収する実費の一部は、当該事業の内容や実施方法等に即して社会通念上妥当な範囲内のものであって、公益目的事業としての性格を失うことのない程度のものでなければならない。

第 2 章 会員

(会員の種類)

第 5 条 本会の会員は、次の 2 種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき、産業廃棄物の処理を業として行っている者で、本会の目的に賛同して入会したもの

イ 産業廃棄物を排出する事業者又は再生利用を行う事業者で、本会の目的に賛同して入会したもの

ウ 産業廃棄物の適正な処理の推進に貢献している個人、法人又は団体で、本会の目的に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員

個人、法人又は団体で、本会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会したもの
(入会)

第 6 条 会員になろうとする者は、入会申込書及び理事会で定めた文書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は、社員総会において定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(変更事項等の届出)

第 8 条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは氏名（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）又は連絡方法を変更したとき。
- (2) 第 5 条第 1 号アに規定する業の一部又は全部を取得又は廃止若しくは変更したとき。
- (3) その他理事会の決議を経て会長が定める事項を変更したとき。

(任意退会)

第 9 条 会員は、いつでも退会することができる。この場合において、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(会員資格の喪失)

第9条の2 会員は、前条に定めるもののほか、次の事由によって会員資格を喪失して退会する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (4) 神奈川県内において廃棄物処理法に基づく許可をすべて取り消されたとき。
- (5) 会費を引続き2年以上納入しないとき。

2 会長は、前項の規定によって会員が退会したときは、当該会員にその旨を通知しなければならない。
(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、正会員の三分の二以上の同意により、これを除名することができる。

- (1) 本会の名誉をき損したとき。
- (2) 本会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、会長は、当該会員に、当該社員総会の1週間前までにその旨及びその理由を通知するとともに、当該社員総会への出席を要請し、当該社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により会員を除名したときは、当該会員にその旨を通知しなければならない。

(拠出金品の不返還等)

第11条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

2 会員は、第9条から第10条までの規定により退会した場合において、未履行の義務があるときは、その履行を免れない。

(会員名簿)

第11条の2 会長は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、事務所に備え置き、その開示の請求があったときは、これを開示しなければならない。ただし、電磁的記録により会員名簿を作成した場合には、本会のホームページにより表示し、開示するものとする。

2 前項の会員名簿の開示については、一般社団・財団法人法第32条第2項及び第3項並びに別に定める情報開示に関する規程に規定するところによる。

第3章 社員総会

(社員総会の構成等)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会において、正会員は、各1個の議決権を有する。

3 社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とする。

(社員総会の権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議又は承認する。

- (1) 入会金及び会費を定めること。
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 事業報告及び収支決算（貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書を含む。）の承認
- (5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の開催)

第 14 条 定時社員総会は、毎年 6 月に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当するときを開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総正会員の議決権の 100 分の 18 以上の議決権を有する正会員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったとき。

(3) 前号の請求をした正会員が、裁判所の許可を得て招集したとき。

(社員総会の招集等)

第 15 条 社員総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定により請求があったときは、請求があった日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するには、正会員に対し、会議の日時及び場所、目的である事項及びその内容並びに代理人又は書面によって議決権を行使すること（以下「議決権行使」という。）ができる旨を示して、議決権行使の参考となるべき事項を記載した書類及び議決権行使のための書面を添えて、開催日の 2 週間前までに文書をもって通知しなければならない。

4 総議決権の 30 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができる。

5 社員総会の目的である事項についての正会員の議案提案権に関しては、一般社団・財団法人法第 44 条及び第 45 条に定めるところによる。

(監事の社員総会提出議案等の調査)

第 16 条 監事は、社員総会に提出する議案、書類等を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告しなければならない。

(社員総会の議長)

第 17 条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員のうちから選任する。

2 社員総会の議長は、当該社員総会の秩序を維持し、議事を整理するとともに、その命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(社員総会の定足数)

第 18 条 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(社員総会の決議)

第 19 条 社員総会の議事は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項及びこの定款に定めるもののほか、出席正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議事は決しないものとする。

2 社員総会においては、社員総会の目的である事項以外に決議をすることができない。ただし、一般社団・財団法人法第 55 条の規定による資料、業務及び財産の状況を調査する者の選任に関する決議については、この限りではない。

3 役員の選任に関する議事は、あらかじめ理事会において候補者を選考・推薦し、当該候補者ごとに決議しなければならない。ただし、その社員総会において、その決議方法をあらかじめ諮ったう

えで他の方法で決議することができる。

- 4 前項の場合において、前項の候補者以外の候補者の提案があった場合においては、理事又は監事の候補者の合計の数が第 25 条第 1 項に規定する定数を上回ったときは、過半数の賛成を得た者の中から得票数の多い順に定数に達するまでのものを選任することができる。

(社員総会の延期又は続行の決議)

第 20 条 社員総会においてその延期又は続行の決議があったときは、一般社団・財団法人法第 56 条に定めるところによる。

(社員総会における議決権の代理行使及び書面による行使)

第 21 条 正会員は、他の正会員を代理人として社員総会の議決権行使ができる。この場合において、代理人は、範囲を明確にしたその代理権の行使を証明する書面を提出しなければならない。

- 2 やむを得ない理由のため、社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、あらかじめ理事会が定めた期限までに、必要事項を記載した議決権行使の書面をもって議決権行使ができる。

- 3 前 2 項の規定によって議決権行使をした正会員は、第 18 条、第 19 条及び第 23 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(社員総会における理事等の説明義務)

第 22 条 理事又は監事は、理事会の決議に基づき又は社員総会の求めにより、社員総会において自己の執行又は監査した業務に関する特定の事項について説明をしなければならない。

(社員総会の議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席正会員の数及び第 21 条第 3 項の規定により出席したものとみなされたものの数
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の要領及びその結果
 - (6) 述べられた意見又は発言の概要
 - (7) 出席した理事及び監事の氏名
 - (8) 議長の氏名
 - (9) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名及び次項の規定による議事録署名人の選任に関する事項
 - (10) その他一般社団法人及び財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）第 11 条第 3 項及び第 4 項に規定する事項（第 1 号から第 9 号までに掲げるものを除く。）
- 2 議事録には、議長のほか、出席正会員のうちからその社員総会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。
- 3 社員総会の議事録は、社員総会の日から少なくとも 10 年間事務所に備え置かなければならない。
- 4 会員及び債権者は、業務時間内は、いつでも社員総会の議事録の公開を請求することができる。
- (賛助会員の出席)

第 24 条 賛助会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第4章 役員及び事務局

(役員)

第25条 本会に、次の役員を置き、第1号及び第2号に規定する者をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、第4号に規定する者をもって同項第2号に規定する業務を執行する理事とする。

- (1) 会長 1人
- (2) 代表理事副会長 2人以内
- (3) 副会長 6人以内
- (4) 専務理事 1人
- (5) 常任理事 15人以内
- (6) 理事（会長、代表理事副会長、副会長、専務理事及び常任理事を含む。）
22人以上30人以内
- (7) 監事 2人

2 理事及び監事は、社員総会において選任する。この場合において、会長は、監事の選任に関する議案を社員総会に提案するときは、監事の過半数の同意を得なければならない。

3 会長、代表理事副会長、副会長、専務理事及び常任理事（以下、「常任理事等」という。）は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 一般社団・財団法人法第65条第1項各号に該当する者は、役員となることができない。

6 理事又は監事の選任において、公益法人認定法第5条第10号又は第11号の規定に該当するときは、その選任は無効とする。

(役員の職務等)

第26条 会長は、本会の代表理事として、本会の業務（以下「会務」という。）を総理する。

2 代表理事副会長は、本会の代表理事として、会長を補佐して会務を統括し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 副会長は、会長及び代表理事副会長を補佐して会務を掌理する。

4 専務理事は、会務を執行する理事として、会長、代表理事副会長及び副会長を補佐し、本会の常務を掌理する。

5 常任理事は、会長、代表理事副会長、副会長及び専務理事を補佐し、会務を分掌する。

6 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

7 第3項及び第5項の規定による会務の掌理及び会務の分掌については、会長が、理事会の決議を経て定める。

8 代表理事及び会務を執行する理事は、会長が、理事会の決議を経て定めるところにより、3箇月に1回以上自己の会務の執行について理事会に報告をしなければならない。

9 監事は、一般社団・財団法人法第99条から第104条まで及びこの定款に規定する職務を行う。

10 役員は、善良な管理者の注意をもって、忠実に会務を執行又は監査しなければならず、本会の利益と相反する行為を行ってはならない。

11 理事は、自己の会務の執行において本会又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任ずる。

(役員の任期等)

第 27 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、補欠により選任された役員の任期は、その選任時に在任する役員の任期の満了時までとする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期の満了又は辞任により退任した場合においても、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事も同様とする。

(役員の解任等)

第 28 条 役員は、いつでも、社員総会において、正会員の 3 分の 2 以上の同意により、これを解任することができる。

2 第 9 条及び第 9 条の 2 の規定により退会した会員である役員及び一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項各号に該当した役員は、退任する。

3 第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第 1 項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員の報酬及び費用弁償)

第 29 条 役員には、報酬、手当及び退職金を支給しない。ただし、常勤であるときその他特別の理由があるとき及び監事には、支給することができる。

2 常勤役員の報酬月額は、神奈川県の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和 32 年神奈川県条例第 52 号）に定める行政職給料表(1)10 級の再任用職員の欄に定める額を限度とし、会長が、社員総会において定める年間支給総額（次項の規定による特別手当の年間支給総額を含む。）の範囲内で、本会の財政状況並びに神奈川県の再任用職員及び他の団体等の役職員の報酬月額を考慮して定める額とする。

3 常勤役員には、通勤手当を支給する。また、特別手当を支給することができる。通勤手当の額は、常勤職員の例による額とし、特別手当の額は、会長が、本会の財政状況並びに神奈川県の再任用職員及び他の団体の役職員の期末手当等の額を考慮して定めるとする。

4 常勤役員には、職員の例により旅費を支給する。

5 監事の報酬は、会長が、社員総会において定める年間支給総額の範囲内で、本会の財政状況並びに他の団体の監事の報酬及び第 30 条の 4 の規定による顧問等の報酬を考慮して定める額とする。

6 役員（常勤役員を除く。）には、会長が理事会の決議を経て別に定める役員等の費用弁償に関する規程に基づき費用を弁償することができる。

7 前 6 項に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て定める。

(事務局)

第 30 条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長 1 人その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議で選任又は解任し、その他の職員は、会長が任免する。

第 5 章 顧問、相談役等

(顧問、相談役及び参与)

第 30 条の 2 本会に顧問、相談役及び参与(以下「顧問等」という。)を若干名置くことができる。

2 顧問等は、学識経験者のうちから、会長が理事会の決議を経て委嘱する。

3 顧問等の任期は、2 年とする。

4 顧問等は、再任されることができる。

(顧問等の職務)

第30条の3 顧問は、本会の運営方針について、会長の諮問に応ずる。

2 相談役は、本会の運営の具体的方法について、会長の諮問に応ずる。

3 参与は、会長の要請を受けて本会の事業遂行に参画する。

4 顧問及び相談役は、社員総会、理事会又は常任理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

(顧問等の報酬)

第30条の4 顧問等の報酬は、月額とし、その額は、第29条第2項に規定する常勤役員の報酬月額の限度とする額の2分の1の額を限度とし、会長が、当該顧問等を置くこととした事由及び本会の財政状況を考慮して定める額とする。

(顧問等に関し必要な事項)

第30条の5 前2条に定めるもののほか、顧問等に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て定める。

第6章 理事会

(理事会の組織)

第31条 理事会は、すべての理事で組織する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事会の権限)

第32条 理事会は、一般社団・財団法人法及びこの定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 事業計画及び収支予算の決定

(理事会の種類)

第32条の2 理事会は、定期理事会及び臨時理事会とする。

(理事会の開催)

第33条 定時理事会は、原則として毎事業年度の3月、5月、9月、12月の第2水曜日(5月にあっては第3水曜日)及び6月の定期社員総会開催の日に開催する。

2 臨時理事会は、次の各号に掲げるときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を示して請求があったとき。
- (3) 監事から一般社団・財団法人法第101条第2項の規定により請求があったとき。
- (4) 前2号の規定により請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事又は監事が理事会を招集したとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、前条第2項第4号の場合を除き、会長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事及び監事に対し、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及

び場所を示して、理事会の日の 1 週間前までに文書をもって通知を発しなければならない。ただし、会長が、災害等への対応又は支援のため緊急の必要があると認めて招集したときは、この限りでない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、決議は決しないものとする。

2 前項の決議には、特別の利害関係を有する理事は、加わることができない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、議事録を作成する。

(1) 開催された日時及び場所

(2) 定足数並びに出席したものの役職及び氏名

(3) 理事会が次のいずれかに該当するものであるときは、その旨

ア 理事の請求を受けて招集されたもの

イ 理事が招集したもの

ウ 監事の請求を受けて招集されたもの

エ 監事が招集したもの

(4) 議事の経過の要領及びその結果

(5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名

(6) 議長の氏名

(7) 述べられた意見又は発言の内容の概要

(8) 第 37 条第 3 項及び一般社団・財団法人法第 98 条第 1 項に該当する場合にあっては、法令で定められた事項

2 前項の議事録には、当該理事会に出席した代表理事及び監事が署名押印しなければならない。

第 7 章 常任理事会

(常任理事会の設置等)

第 39 条 本会に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、常任理事等で組織する。

(常任理事会の役割)

第 40 条 常任理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を処理する。

(1) 理事会に提出する議案について協議し、又は調整すること。

(2) 会長から指示された事項及び理事会から付託された事項を調査審議し、その結果を報告すること。

(3) 次章に定める委員会等の相互の運営について協議し、又は調整すること。

(4) その他理事会の決議を要しない会務を調整すること。

(常任理事会の開催等)

第 41 条 常任理事会は、会長が必要と認めたとき又は常任理事等（会長を除く。）から請求があったときを開催する。

2 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第 8 章 委員会等

(委員会等の設置)

第 42 条 会員による産業廃棄物の適正処理を推進し、地域社会の信頼を確保するため、本会に倫理委員会を置く。

2 会員の労働災害の防止及びその従業員の安全と健康の保持増進を図り、もって産業廃棄物処理業界の安全衛生の水準の向上を図るため、本会に安全衛生協議会を置く。

3 本会の事業を円滑に遂行するため、会長が、理事会の決議を経て別に定めるところにより、本会に専門委員会及び地区委員会を置く。

4 第 25 条第 1 項に規定する役員の候補者を選考・推薦するため、本会に役員推薦（選考）委員会を置く。

5 産業廃棄物処理業の顕彰の候補者を選考・推薦するため、本会に表彰委員会を置くことができる。

6 特定の産業廃棄物又はその処理過程における若しくは処理形態による適正処理のために必要とするときは、本会に特別委員会又は部会を置くことができる。

7 産業廃棄物処理業経営者の後継者の養成のために必要とするときは、本会に青年部会を置くことができる。

8 産業廃棄物処理業における女性の活躍を促進するために必要と認めるときは、本会に女性部会を置くことができる。

9 前各項の規定による倫理委員会、安全衛生協議会、専門委員会、地区委員会、役員推薦（選考）委員会、表彰委員会、特別委員会、部会、青年部会及び女性部会（以下「委員会等」という。）は、それぞれ所管する事項について協議又は調査研究して理事会に意見又は報告を提出し、又は理事会の決定に基づき事業を実施する。

10 特定の産業廃棄物の適正処理のために必要とするときは、本会に賛助会員をもって構成する連絡会を置くことができる。

11 前項の連絡会は、当該特定の産業廃棄物の適正処理のための委員会等と共同して、当該特定の産業廃棄物について協議又は調査研究し、又は正会員とともに活動し、正会員の適正処理の推進を援助する。

(委員会等の長等)

第 43 条 倫理委員会及び役員推薦（選考）委員会の委員長は、会長をもって充てる。

2 安全衛生協議会の議長は、代表理事副会長をもって充てる。

3 専門委員会、地区委員会、表彰委員会、特別委員会及び部会（以下「専門委員会等」という。）の長は、理事会において副会長又は常任理事のうちから選任する。

4 青年部会の長は、理事のうちから青年部会の推薦に基づいて、理事会において選任する。

5 連絡会の長は、当該連絡会において選任する。

6 第 3 項及び第 4 項の規定による専門委員会等の長及び青年部会の長は、その会務の執行について

は、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の規定による会務を執行する理事とする。

(委員会等の委員等の費用弁償)

第43条の2 委員会等の長、委員及び部会員並びに青年部会及び連絡会の幹事には、会長が、理事会の決議を経て別に定めるところにより、費用を弁償することができる。

(委員会等に関し必要な事項)

第44条 前2条に定めるもののほか、委員会等及び連絡会の構成員、組織及び運営に関し必要な事項は、会長が、理事会の決議を経て別に定める。

第8章の2 公告方法等

(公告方法)

第44条の2 本会の公告は、インターネットシステムを利用した本会のホームページへの掲載及び事務所内への掲示をもってする。

2 公告期間は、一般社団・財団法人法第332条に定めるところによる。

(情報の開示)

第44条の3 本会は、会長が、理事会の決議を経て別に定めるところにより、本会の文書等を開示するものとする。

(個人情報の保護)

第44条の4 本会は、会長が、理事会の決議を経て別に定めるところにより、個人情報の適切な取扱いを確保するものとする。

第9章 資産、会計、事業計画等

(資産の構成)

第45条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 補助金及び助成金
- (6) 負担金
- (7) 事業に伴う収入
- (8) 資産から生ずる収入
- (9) その他の収入

(資産の管理)

第46条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の決議を経て定める。この場合において、資産のうち重要なものの処分、譲渡等又は借財をするときは、理事会の決議を経て行わなければならない。資産を特定の業務に充てるため積み立てるときも、同様とする。

2 公益目的事業の資金及び剰余金は、当該公益目的事業に充当しなければならない。ただし、他の公益目的事業の資金が不足したときに、当該資金が不足した公益目的事業に充当するときは、この限りでない。

3 資産は、公益目的事業のための資産、共益事業のための資産及び管理運営のための資産とに区分して管理しなければならない。

4 公益目的事業の経費に充当するため、収益事業を行うときは、その趣旨を明確にし、収益事業ご

とに特別会計として区分して行わなければならない。

(会計)

第 46 条の 2 本会の会計は、公益法人会計基準(平成 20 年 4 月 11 日、内閣府公益認定等委員会決定)によって行う。ただし、特別な理由があるときは、会長が理事会の決議を経て定めるところによることができる。

(事業年度)

第 47 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 48 条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が、毎事業年度ごとに作成し、当該事業年度の開始の日までに理事会の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。ただし、変更するときであって緊急やむを得ないときは、事後に理事会に報告して承認を得なければならない。

- 2 前項の事業計画及び収支予算は、定時社員総会に報告するものとする。
- 3 会長は、第 1 項の規定により決定した事業計画及び収支予算の書類を当該決定後速やかに公表するとともに、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 会長は、理事会の決議を経て収支予算の会計間又は科目間の流用をすることができる。ただし、緊急やむを得ないときは、事後に理事会に報告して承認を得なければならない。

(寄付の受入れ)

第 48 条の 2 本会への寄付の申し出があったときは、会長は、寄付の種類、金額（評価額を含む。）、受入れに係る負担等を確認し、管理等に要する費用を検証し、理事会の決議を経て受入れを決定するものとする。

- 2 寄付を受け入れたときは、会計帳簿に記入し、公益目的事業に使用しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 49 条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が、毎事業年度終了後作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得、次の定時社員総会の承認を得なければならない。

- 2 会長は、前項の規定により定時社員総会の承認を得た事業報告及び収支決算の書類を、監事の監査の書類とともに当該定時社員総会終結後速やかに公表するとともに、事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の繰越等)

第 49 条の 2 每事業年度の剰余金は、それぞれの事業のために翌事業年度に繰越すものとし、会員等に分配する等をしてはならない。

(資産の管理等に関する委任)

第 49 条の 3 この章に定めるもののほか、資産の管理、会計、収支決算等について必要な事項は、会長が、理事会の決議を経て別に定める。

第 10 章 定款の変更等

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、社員総会において正会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更することができない。

(財産目録等の備え置き等)

第 50 条の 2 会長は、毎事業年度経過後 3箇月以内に、次の書類を作成し、神奈川県知事に提出する

とともに、事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 財産目録
- (2) 役員名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

第 11 章 合併、取消、解散等

(合併)

第 51 条 本会は、他の一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人と一般社団法人・財団法人法第 242 条の規定により合併をし、第 244 条の規定により吸収合併をすることができる。

2 前項の合併または吸収合併については、同法の定めるところによる。

(解散)

第 51 条の 2 本会は、一般社団・財団法人法第 148 条各号に該当したとき、同法第 149 条の規定により解散したものとみなされたとき、又は同法第 268 条の規定による解散の訴えが認容されたときは、解散する。

2 社員総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の 4 分の 3 の同意を得なければならない。

(清算)

第 51 条の 3 本会は、前 2 条の規定に該当した場合は、一般社団・財団法人法の定めるところにより清算をしなければならない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 51 条の 4 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、本会と類似の目的をもつ公益社団法人、公益財団法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 51 条の 5 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、本会と類似の目的をもつ公益社団法人、公益財団法人又は地方公共団体に贈与する。

第 12 章 雜則

(委任)

第 52 条 一般社団・財団法人法及びこの定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 本会の設立当初の役員は、第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 3 年 3 月 31 日までとする。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 2 年 3 月 31 日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 48 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

この定款は、平成 9 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 12 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 13 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 15 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項の規定による設立の登記をした日（平成 23 年 6 月 1 日。以下「移行日」という。）から施行する。

(事業年度の特例)

- 2 整備法第 106 条第 1 項の規定による特例民法法人の解散の登記と公益法人設立の登記を行ったときは、第 47 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(役員選任に関する経過措置)

- 3 この定款の施行の日後の最初の代表理事は、西之宮優とする。

(費用弁償の特例)

- 4 役員（常勤役員を除く。）及び委員会等の委員等の費用の弁償は、第 29 条第 6 項及び第 43 条の 2 の規定にかかわらず、監事の監査に伴うもの及び役員の県外出張に伴うものを除き、平成 21 年 4 月 1 日以降、当分の間行わない。

附 則

この定款は、平成 23 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 改正後の定款第 1 条、第 3 条及び第 4 条に係る改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の定款第 25 条に係る改正は、平成 28 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3 年 6 月 16 日から施行する。